

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		計画変更命令等（特定粉じん発生施設）
根拠条例・規則名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第18条の8
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>大気汚染防止法第18条の6の規定による届出があった場合において、当該施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界における大気中の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認められるとき。</p> <p>計画廃止命令については、計画変更命令に応じないとき、又は使用の方法、特定粉じんの処理の方法の改善等、計画の変更のみによっては特定粉じんの排出基準に適合させることが困難と認められるとき。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		